

改 正 案	現 行
<p>（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為）</p> <p>第五十条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・三 （略）</p>	<p>（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為）</p> <p>第五十条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・三 （略）</p>
<p>（届出事項等）</p> <p>第一百九十八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（届出事項等）</p> <p>第一百九十八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>4 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>4 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>三 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商</p>	<p>三 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商</p>

品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しく
は第三十九条第一項の規定に違反する行為

四・五 (略)
5
7

品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第
一項の規定に違反する行為

四・五 (略)
5
7